



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発責 教育・広報部  
2019年6月21日 No.102

## 遠距離通勤による疲労削減を求める！

「通勤手当等の見直しについて」に関する（基本）申し入れを提出

東日本ユニオンは、6月14日に申第27号『通勤手当等の見直しについて』に関する（解明）申し入れ」の団体交渉を開催しました。団体交渉での議論を通じて、経営側には「社会環境の変化やライフスタイルの多様化に柔軟に対応していくため、社員のニーズにあった改善を図る」との考えがあることが分かりました。

### 社員は「通勤」に多くの悩みや意見を抱えている

私たち組合員・社員は、育児や介護などを含めたライフスタイルをはじめ、社宅入居制限などによる居住地の変更、転勤などによる遠距離通勤、鉄道業の特殊性による不規則勤務、列車ダイヤや道路事情などにより、毎日の通勤スタイルを確定することが困難な状況にあります。

東日本ユニオンは、社員が通勤にストレスや疲労を感じることなく、日々の業務に影響を与えない、より柔軟で公平性のある見直しを求め、6月21日、経営側に申第29号『通勤手当等の見直しについて』に関する（基本）申し入れを提出しました。



#### 【主な要求項目】

- ◇会社提案である「在来線普通列車での通勤時間が1時間30分以上であり、かつ自社線の新幹線利用により45分以上短縮できる場合」を「在来線普通列車での通勤時間が概ね1時間以上であり、かつ自社線の新幹線利用により概ね30分以上短縮できる場合」とすること。
- ◇在来線最寄駅（居住地又は勤務箇所）が、日中時間帯において普通列車の列車間合いが1時間以上ある線区は時間帯に限らず新幹線及び在来線特別急行列車による通勤を可能とすること。
- ◇在来線普通列車において、通勤距離（営業距離）が50km以上ある場合は在来線特別急行列車での通勤を可能とすること。
- ◇地方交通線に居住地及び勤務箇所がある場合、最寄りの新幹線停車駅及び在来線特別急行列車停車駅までの自動車等による通勤を認めること。
- ◇改正後の「通勤手当等の具体的な取扱い」について、社員説明会を開催し全社員が熟知した上で、社員個々が選択できるよう一覧表を提示すること。
- ◇令和元年7月から令和2年8月まで、新規申請手続きの見直し可能期間とし、社員の通勤スタイル確定における試用期間とすること。

## 東日本ユニオンに結集し、要求を実現させよう！